○法務省令第十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改める。

改正後	改正前
（統括社会復帰調整官） **第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十三人以内を置く。 ［２・３　略］	（統括社会復帰調整官） **第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十人以内を置く。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省令第十六号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改める。

改正後	改正前
（地方更生保護委員会事務局に置く課等） **第二条**　［略］ ２　前項に掲げる課のほか、関東地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官二人及び首席審査官一人を、中部地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を置く。	（地方更生保護委員会事務局に置く課等） **第二条**　［同上］ ２　前項に掲げる課のほか、関東地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官一人、調整指導官一人及び首席審査官一人を、その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省令第十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改める。

改正後	改正前
（会計課の所掌事務） **第五条**　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　職員の福利厚生に関すること。 六　［略］ 七　職員の安全管理に関すること。 八　［略］ （統括入国警備官） **第八条**　入国者収容所を通じて統括入国警備官十四人以内を置く。 ［２・３　略］	（会計課の所掌事務） **第五条**　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　職員の安全管理に関すること。 六　［同上］ 七　職員の福利厚生に関すること。 八　［同上］ （統括入国警備官） **第八条**　入国者収容所を通じて統括入国警備官十二人以内を置く。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。